

3 川 監 第 8 7 1 号

令和 4 年 1 月 2 8 日

請求人 佐久間 吾一 様

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 植 村 京 子

川崎市職員措置請求について（通知）

令和 3 年 1 2 月 2 3 日付け川崎市職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）
については、次の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」と
いう。）第 2 4 2 条の要件を欠いて不適法であり、これを却下することとしたので、
その旨を通知します。

理 由

1 本件措置請求は、市が日本共産党川崎市議会議員団（以下「共産党議員団」という）に支出した令和２年度における政務活動費のうち、人件費として支出されている政務活動員の給与から日本共産党に納められている党費の金額が党規約にのっとっているかを確認すること及び党規約以上の党費が支出されている場合には、その額を政務活動費の不正受給として市に返還させることを求めているものと解される。

2 法第２４２条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為又は怠る事実がある場合に、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為の防止、損害の補填等のために必要な措置を講ずべきことを請求できる制度である。

3 そこで検討するに、本件で住民監査請求の対象となりうる財務会計上の行為は、共産党議員団が政務活動員に支給した給与について、市が政務活動費として支出した行為を指すのであって、当該政務活動員が受領した給与をいかなる支出に充てたかは、市の財務会計上の行為に該当するものではないと解する。

なお付言するに、本件措置請求は、当該政務調査員の給与から日本共産党に納めている党費の金額が党規約にのっとっているかの確認等を求めているが、法第２４２条の住民監査請求は、財務会計上の行為若しくは財務会計上の怠る事実に限って、その違法・不当性を問題とするものであって、私人である政務活動員の給与の支出先等を問題とする余地はない。

したがって、本件措置請求は、その余について判断するまでもなく、住民監査請求の要件を満たしていない。

4 よって、本件措置請求は、法第２４２条の要件を欠き、不適法であるので、合議によりこれを却下すべきものと判断した。